

ブラテア=ひろば

PLATEA

2012.8.9

第55号

たかさき法律事務所

TEL011-261-7738 FAX011-261-7718

札幌市中央区大通西10丁目第3有楽寺ビル7F



暑い時（美瑛町）

暑中お見舞い申し上げます

民主・自民・公明三党が密室談合し、消費税の増税と社会保障改悪の法案を衆議院で強行採決した。「消費税を増税しない」「国民の生活が第一」として政権交代した民主党は、公約に違反して、今や自・公と一体となってアメリカ、財界言いなりの弱い者いじめの道を暴走している。

民主党は、後期高齢者医療制度廃止や最低保障年金の公約も破棄し、自・公と、社会保障の土台を「自助努力」などとし、年金、医療、生活保護などの社会保障を改悪し、小泉「改革」以上の激痛を国民に強いようとしている。これは、人間らしく生きる権利を保障した憲法25条に明らかに違反する。

消費税増税分が全て社会保障の財源とならず、財政赤字の穴埋めに使われることも明らかとなった。法人税の引上げ、大型公共事業の絞り込み、軍事費やアメリカへの思いやり予算の削減、共産党以外が受け取っている政党助成金の廃止など、国民の立場で見直せば、消費税を増税しなくても財源はある。

7月10日、東京代々木公園に約17万人の「原発NO」の熱気があふれた。最初は300人余りだったが、自分の思いを直接届けたいと、若者から赤ちゃんや子ども連れのお母さん、老人たちと回を重ねるごとに人の輪がふくらんでいき、今までにない人たちが声を上げ始めた。そこには命があり、当たり前の暮らしがあり、そして未来に希望をつなげたいとの強い願いがある。

一粒の麦が地に落ち、やがて実を結び広がるように：一人ひとりが声を上げ行動すること、政治は必ず変えられる。今ふんばりどきた。

2012年盛夏 たかさき法律事務所一同

◆8月11日(土)から14日(火)までお休みとさせていただきます。

「9条の会 四団体共催」

ノーベル賞受賞 益川敏英氏 講演会

弁護士 山内 崇史



7月14日、たかさき法律事務所9条の会は、札幌市内の9条の会四団体共催で、ノーベル物理学賞を受賞された益川敏英先生をお招きし、講演会を開催しました。

講演会は、第1部が、「科学と平和」と題して益川先生の講演で、第2部が、益川先生と、「9条の会」事務局長の東京大学大学院教授小森陽一先生との対談の2部構成でした。参加者は800名を超え、第2会場も満員となる大盛況でした。

益川先生のお話は、科学の現状と問題点から始まり、科学者と平和との関わりに至るまで多岐にわたり、難しい科学の分野もわかりやすくユーモアたっぷりにお話して頂いたため、会場は何度も笑いが起き、温かい雰囲気

に包まれました。

益川先生は、科学と平和の関係については、「科学の進歩により必然性が明らかとなり、人々に多くの自由が与えられた。しかし、その自由をどう用いるかは人間の考え方一つであり、科学の進歩を原爆などの兵器に用いるか、平和利用に用いるかは人間の選択に委ねられている。」と話されました。

また、「科学は中立であるとしても、科学者は世の中の動きに無関心ではない。研究室に閉じこもってばかりではない。平和に脅威を与えるものに対して、子供や家族を持つ生身の人間として、その危険性を指摘するなどして反応を示さなければならぬ。世の中の動きに対し、検証、分析、発信していく科学者集団が必要である。」と話されました。

そして、その科学者集団については、「1人では駄目で、集団である必要がある。集団に入り、批判にさらされて研

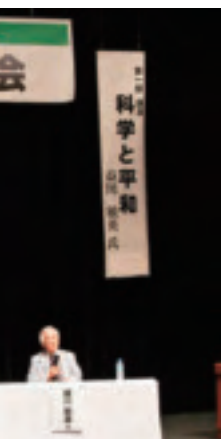
エンレイソウ9条
の会呼びかけ人
今川かおる

司会担当として控室でご挨拶した時から益川さんの気さくな人柄が印象的で、そのとおりの講演だったと思います。

科学の発展と人間が手にする自由の度合いとが相乗的であること、発展し過ぎてしまふと人間の手におえなくなる「科学疎外」状態の怖さなど、人間にとって科学とは何かをわかりやすく話していただきました。

小森さんとの対談では今回のテーマ「科学と平和」が深められ、水爆から世界史を捉え直すという視点が特に新鮮でした。「科学者に社会性を持たせるには、今日のような集会に連れ出すことが一番」という言葉に、主催者の一人として励まされた思いです。

究を進めていくことにより、正しい方向に進んでいくことができ、信頼も得られる。そうすれば、科学者集団は、国境を超えて平和を追求する集団に生まれ変わっていく。」と強調されました。



震災後1年の福島から

弁護士 高橋 健太



3月10日から3日間、たかさき法律事務所9条の会と旅行会社「旅システム」共催の福島ツアー（「蓮池透講演会+ジャズヒケシ参加応援ツアーin福島浜通り」）に参加しました。

このツアーの目的は、地元実行委員会の企画した上記講演会に参加し、震災1年後の被災地を自らの目で見て、被災地の現状を実感し、被災地を応援することでした。

北海道40名、東京方面80名の参加者は、講演とジャズに感動と元気を得、多くの被災現場を回り、被災者の方々のお話を聞き、悲しみと怒りを新たにしました。

例えば、教育現場。南相馬市の小中学校では、県内外への避難により、生徒数が減少したという理由で、教師の数が減らされたとのこと。しかし、生徒の減少は業務の減少を意味せず、教師達は、県内外に避難した生徒を個別訪問し、残された生徒のケアに追われるという、震災以前より過酷な労働を強いられています。

また、農家は田畑や牛を捨てて避難することを迫られ、漁業はいつまでたっても再開の目処が立たない。そんな中で、何度も聞いたのが、「地震があっても、原発さえなければここまで被害は拡大しなかった…」という言葉です。

その他にも、警戒区域付近を含め、合計10か所以上を訪問しました。福島の人達が震災前の生活に戻ることを今なお妨げているのが、放射能であることを改めて認識させられました。そして、地震は天災ですが、原発事故は人災であることは疑う余地がありません。

広島、長崎への二度にわたる原爆投下、そして、福島における「三度目」の放射能被爆。今こそ日本は、原発のない社会を実現しなければなりません。

国民一人一人が、原発に対し、「NO!」と声をあげることが求められていると強く実感させられたツアーでした。



益川先生と小森先生の対談

小森先生との対談では、科学者が思考停止に至って、人類の平和に重大な脅威を与える危険な方向に進んでいった歴史を直視し、そのような事態にならないために、科学者も研究室を出て、世の中の情勢に関心を持ち、大衆の人の意見に触れることが必要で、それにより「科学と平和」がつながりを持つ社会になることを、日本への原爆投

下などさまざまな歴史の事実に触れながら、こもごも訴えられたことが強く印象に残りました。

今、9条を改悪しようとのさまざまな動きがみられるなか、この講演会と対談は、私たちに9条を守り、活かす「9条の会」の草の根の運動を創意工夫して広げることの重要性和可能性を確信させ、勇気を与えてくれました。

憲法が危ない！

弁護士 齋藤 耕

強まっている、最近の憲法改正の動きを、以下、3点に絞って言及する。

一 自民党改憲草案について

自民党は、サンフランシスコ条約締結60年目の4月28日、憲法改正草案（以下「草案」という）を発表した。

草案は、現行憲法の立憲主義（政府や立法府が憲法に制約されるという理念）を否定し、天皇を「元首」と位置づけ、国民主権を後退させるものとなっている。また、国民の国防義務や国防軍を明記し、恒久平和主義から「戦争する国」へと変質させようとするもの。人権保障でいえば、権利拡大には後ろ向きであり、義務拡大には前のめりという指摘ができる。こうした憲法を許してはいけない。

二 集団的自衛権の行使を容認する動き

野田首相は、集団的自衛権に関する憲法解釈の見直しを表明した。自民党

も、集団的自衛権の行使を可能とする法案を総務会で了承した。

集団的自衛権の行使とは、日本が外国から攻撃を受けなくても日本と密接な関係にある相手国が攻撃を受けた場合には共同で戦争行為に参加するというもので、政府自身も「憲法9条の下において許容されている自衛権の行使の範囲を超えるもので、憲法上許されない」としてきた。この動きは、解釈改憲につながる危険なもので目を離せない。

三 秘密保全法制をめぐる動き

秘密保全法制は、集団的自衛権行使とセットである。換言すれば、秘密保全法制が憲法9条改正と深くつながっているのである。すなわち、集団的自衛権行使をするほど日米の一体化が深まれば、自衛隊の秘密イコール米軍の秘密になるからである。

政府が狙っている、秘密保全法制は、秘密の範囲を「防衛秘密」から「外交」と「公共と安全と秩序維持」と拡大し、規制の対象となる行為を情報の「漏洩」に限らず、「探知・収集」行為まで及び、規制は、「国家公務員」に限らず、「関連する大学や民間企業職員」まで対象とされ、罰則を科すものである。

この法案は、国家にとって都合の悪い情報を、国民に隠すものであり、私達の知る権利を奪い、主権者が、国の政治を常に監視しコントロールすることを予定する国民主権までも否定することになる恐ろしい法案である。

かつて、「国家秘密法」を、広範な国民世論の反対で、廃案に追い込んだ経験がある。しかし、今の情勢は当時とは大きく変わっていることに注意する必要がある。



衆議院

比例定数問題

弁護士 大友 淳子



■増税反対という国民の声が日々高まる中、野田内閣は、この声を逆手に取り「増税で国民に負担を求める以上、国会議員も我が身を削る」として、「衆議院議員の比例定数80削減」を強行しようとしています。しかしながら、議員定数は民主主義の根幹に関わり、増税が必要かどうかとは全く別の問題です。

■そもそも、選挙は国民一人一人の意見に耳を傾け、多様な国民の意見を忠実に反映するためのものです。各政党の得票率に応じて議席の配分が決まる比例代表制は、国民の意思が議席に正確に反映する選挙制度ですが、1選挙区から1人の議員を選ぶ小選挙区制は、大政党でなければ当選しにくく、議席に結びつかない投票は「死票」になる制度です。たとえば、5つの政党があったと仮定した場合に、それぞれの得票率が、30%、25%、20%、15%、10%であった場合、

合、30%で議席を独占できることになり、逆に、70%の民意は議席に反映されません。2009年の衆議院総選挙では、第1党の民主党の比例得票率は42・41%で、480議席を比例配分するならば、2004議席となるはずですが、実際には、小選挙区制の47・43%の得票率で小選挙区の300議席の73・67%にあたる221もの議席を獲得し、合計で308議席（全体の64・17%）を獲得しています。比例定数がさらに80削減されるとすれば、2009年総選挙の結果で試算すると、民主党は42・4%の得票率で68・5%もの議席を独占することになります。これでは、ますます多様な意見が反映されず、国民目線からかけ離れた政治を許すことになってしまいます。

■国民の本当の支持も得られない政党が過大な議席を得る小選挙区制度には根本的な欠陥があり、国際的にも比例代表制が大勢となっています。

テレビで目にする国会議員の姿から、国会議員はこんなにならない、減らすべき、と考える方もおられるかもしれませんが、日本の国会議員の数は、下院議員1人あたりの人口比は26・7万人で、OECD諸国の中では下から2番目です。多種・多様な問題について国会で議論し、立法を行い、行政を監督する議員の果たす役割の大きさからすると少なすぎるといえます。

■国会議員は国民の代表であり、議員の数を減らすということは、民意を削ることにほかなりません。「わが身を削る」といいますが、国民の代表として与えられる議席を私物のようにとらえる発想そのものが誤っているといえるべきです。

また、国会議員1人あたりの年間経費は、秘書の分も含めて年間7000万円です。比例定数を80削減しても56億円しか軽減されません。他方で、政党助成金は国民の税金から年間320億円も配分されています。無駄の削減というのであれば、まずこの政党助成金を削減すべきです。

比例定数削減は、少数の得票率で多数の議席を得た政党が、民意を顧みず、国民に痛みを押しつける悪法を成立させる重大な問題です。民主主義を崩壊させる比例定数削減を、決して許してはなりません。

◆日弁連副会長に就任しました

弁護士 高崎 暢

日本弁護士連合会（日弁連）の副会長に就任しました。任期は来年3月まで。私の担当は、取調の可視化実現本部や刑事弁護センター等、刑事関係全般と裁判官任官センター、地域司法推進本部、憲法委員会、原子力PT等々です。えん罪をなくすためには、取調の可視化や早い段階から国選弁護人が認められることが不可欠です。今、それぞれの制度化に向けて全力投球しています。裁判官の非常駐支部解消も喫緊の課題です。そして、にわかに動き出した憲法改正、集団的自衛権の問題。全く気が抜けません。

B型肝炎訴訟 基本合意一周年記念集会

弁護士 島田 度

2011年6月28日、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団と被告国との間で基本合意が成立しました。原告団・弁護団としては、必ずしも満足のいく内容ではなかったのですが、症状が重篤な仲間を多く抱えており、一刻も早い救済が必要であるとの判断から、「苦渋の決断」として基本合意に応じたのです。

しかしながら、基本合意から1年が過ぎた現在、個別和解が成立した原告は、全国16地裁5184名の原告のうち、わずか470名（全体の約9%）にしか過ぎません。

1年間で9%ですから、単純計算でいえば、現在提訴済みの原告全てについて和解が成立するまでに10年以上を要してしまうことになります。

厚労省は、交渉段階では、「B型肝炎訴訟の原告資格者は40万人いる」と盛んに宣伝し、財源論を言い立てて、和解金を値切ることには執念を燃やしました。しかし、基本合意が成立してみると、わずか5000名の原告についてすら事務処理が滞るような人員体制しか用意しなかったの

です。不誠実の極みとしかいいようがありません。

B型肝炎訴訟原告団・弁護団は、被告国のこのような対応に抗議するため、基本合意成立から1周年の今年6月28日、厚労省前で大規模な抗議行動を行いました。

抗議行動では、全国各地の原告がオレンジフラッグを掲げ、それぞれのお国言葉に想いを乗せて厚労省に怒りの叫びを上げました。

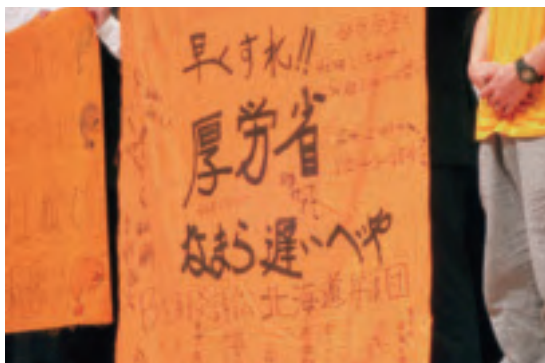
また、同日の夜には、星稜会館に

おいて、基本合意成立1周年記念集会在開催されました。集会では、先行訴訟の勝訴に結びつく重要な証人となった与芝医師の講演のほか、基本合意成立時の首相であった菅直人氏、細野豪志大臣、高橋

千鶴子議員らからスピーチをいただきました。集会の最後には、集会参加者全員で、個別和解の迅速な解決と恒久対策・真相究明の充実を求めるアピールを採択しました。

予防接種の注射器回し打ちによる感染被害の救済は、これからが本当の正念場です。

これまでのご支援に感謝を申し上げますとともに、これからより一層のご理解とご支援をいただきますようお願いいたします。



家事事件手続法が 施行されます

弁護士 高崎 裕子

★家事審判と家事調停に関する手続きを定める法律が、「家事事件手続法」として来年1月1日から施行されます。

重視されたのが、紛争を抱えた当事者の手続保障の拡充です。つまり、当事者が手続きの中で問題となる事項について、自分の考えを十分表明する機会を保障するということです。そのために、当事者が裁判の基礎となる資料を十分知ることがで

き、かつ、十分な資料の提出ができるようになります。

★家事審判について

家事審判（＊）には、審判の申立等により、手続きが開始し、審判等で事件が終了し、調停をすることができない事件（成年後見などの事件）と調停をすることができる事件（婚姻費用、養育費、遺産分割などの事件）があり、後者は調停が不成立となると、改めて審判の申立をするまでもなく、当然審判手続きに移行します。手続保障として、当事者が対立して争うような事件の審理について、①審判申立書の写しを相手方に送付し、相手方に反論・反証ができること、②裁判所が事実を調査した時はこれを当事者に伝え、その資料の内容を知ることができる（閲覧・謄写）、③裁判所は判断するに当たり、必ず当事者の陳述を聞くこと、④この時、他方当事者はこれに立ち会うことができ、⑤裁判所は、相当の期間において審理を終結する日を定めることとし、当事者に主張・反論の機会を保障しました。

★調停制度について

新たにできた制度としては、①申

立書写しの送付、②離婚・離縁事件を除き、電話会議システム等や、書面による調停条項案の受諾により調停成立を認める、③調停に代わる審判を利用できる場合が拡張されるなど、ご本人の意思をより慎重に確認する必要がある離婚や離縁事件を除き、遠隔地にいる当事者が手続きに参加できるように配慮し、調停の成立を図るための改正が行われました。また記録の閲覧・謄写は、当事者が申請し、裁判所の許可があれば可能です。

★近年、家族をめぐる状況や関係者の利害の対立が厳しくなっているなどの状況の変化を考えると、調停がこれまでのように、当事者の思いや言い分に耳を傾け、当事者の納得できる紛争の解決に役立つ制度として、より発展していくことが期待されます。

＊審判とは、法39条別表第1及び第2に掲げる事項（成年後見や婚姻費用、遺産分割など）について、終局的な判断をする裁判のこと

2年 見舞います

10年間札幌家庭裁判所の調停委員をしてきましたが、4月に家事調停協会会長に選任されました。女性弁護士としては初めてということで、責任の重さを痛感しています。今年は調停制度施行90周年、日本調停協会連合会創立60周年という記念の年。調停制度が紛争を抱える市民にとって、話し



弁護士

高崎 裕子
たかき ゆうこ

3月から、生活スタイルが激変。週6日の東京生活。外食とホテル暮らし。そして、朝から休みなく続く会議、打ち合わせの日々。それに加えて、ブロック大会、地区別懇談会等々への出張。一日しかない休日がつぶれることもある。夏以降は、人権大会、国選シンポ、6ブロックの大会、全国協議会、支部サミット、国際会議等の全国規模の行事が目白押し。体調管理に細心注意。



弁護士

高崎 暢
たかき とおる

合いによる解決の場として、さらに、身近で信頼できるものとなるよう、精いっぱい努力していきたいと決意しています。(写真は、「六花の森」を散策し、花や緑に癒されて満足したところです。)



弁護士

齋藤 耕
さいとう けい

この夏で、40歳になります。

40歳と言えば、古来、「不惑」と呼ばれる年齢ですが、当事務所出身の先輩弁護士からは、「お前が、不惑か??」と大笑いされました。

これからも、迷いつつ、悩みつっ、弁護士としての途を進んでいきたいと考えています。



弁護士

島田 度
しまだ てる

6月に奥尻島に出張してきました。奥尻はウニのシーズンが始まったばかりで、仕事を済ませた後は、新鮮なウニを肴に奥尻ワインを堪能する、という夢のような時間を過ごしてまいりました。

島内では移動のためレンタカーを借りたのですが、車の返却をどうしようかお店の方に聞いたところ、「キーを差したまま空港に乗り捨てておいて。大丈夫。盗る人いなから!」と言われました。平和とはこう

いうことをいうのだなあ、としみじみ思いました。奥尻良いところです。心からファンになりました。



弁護士

山内 崇史
やまうち たかし

7月21日から、大通公園でビアガーデンが始まりました。

事務所の目の前で言われているため、夜はにぎやかな声が聞こえる中で仕事をしています。

ビアガーデンまでは、道路一本挟んだ距離。それでも遠い存在となっています。

毎年、事務所全員で行くのが恒例。その日を楽しみにしています。



弁護士

白 諾貝
しろく たけみ

今年の目標はフルマラソンを完走することである。故障防止のために減量を始め、摂生に努めた結果、ようやく大学生のころの体重に戻った。いろいろダイエット食品にも手を出したことがあるが、結局は、日常に運動を取り入れることが一番確実だった。行きつけのケーキ屋の主人に会うことが減って、非常に申し訳なく思うが、この際だから、部活動に明け暮れた高校生のころの体重くらいに戻して、レースに臨みたい。

2018 お中納言 暑申し上



弁護士
大友 淳子
おとも じゅんこ

4歳になる姪が、今年、幼稚園に入園しました。大変な人見知りでしたが、幼稚園では意外にも社交的に振る舞っている様子に驚いています。

私が司法試験に合格した年に誕生したので、彼女の成長ぶりを思う度、弁護士登録してからの自分を振り返ってしまいます。なかなか子どものようにめざましく成長、というわけにはいきませんね。

帰省する度に熱烈に歓迎してくれるのですが、果たしていつまで相手にしてもらえるでしょうか。



弁護士
菅原 仁人
すがわら まさと

一足早い夏休みをいただき、タイに行ってきました。タイは生憎の雨季でしたが、比較的天候にも恵まれ楽しいひと時を過ごしました。元々外国語が苦手なためコミュニケーションを取るのが難しかったのですが、それでも身振り、手振りを交えて意思を伝えようとすると、なんとか伝えることができました。日本語でも、外国語でもどう伝えるかよりも、伝えようとする気持ちが大切なのかもしれません。



弁護士
高橋 健太
たかはし けんた

最近、依頼者や相談者に、「先生、太りましたか？」と立て続けに言われました。最初は理由がわからず戸惑いましたが、おそらく、身体にびったり、もとい、びっちりフィットしたスーツのせいと思われるかもしれません。いよいよダイエットをしなければいけないようです。それにしても皆様、よく見ていらっしやいますね。次にお目にかかる時は、きっとスマートになっている（はずです！）ので楽しみに。



弁護士
野田 晃弘
のだ あきひろ

この夏、人生で初めてハーフマラソンに挑戦しました。始めは、参加するつもりは全くありませんでしたが、ある日突然先輩弁護士から「美瑛のヘルシーマラソンにエントリーしておいたよ。料金もすでに払ったから。」と言われ、後にはひけない状況になっていました。当日は後半になるにつれ苦しく大変な思いをしましたが、何とか完走でき、充実感を覚えました。以前は走ることに興味がなかったですが、今は「ハーフ」ならまだ走ろうかなと思うようになりました。



弁護士
皆川 洋美
みながわ ひろみ

弁護士登録してから、あつという間に半年が経ちました。

最初は依頼者に電話をするのにも緊張していました。そんなことは言っていられず、毎日、事件との取組み合いです。

私生活では、休日にサイクリングをすることを楽しみにしています。弁護士会の自転車部での長距離ライドも数回参加しましたが、まだまだ初心者です。

次のプラテアが出る頃には、仕事も自転車も、もう少し余裕のある姿になりたいと思います。

3・11東日本大震災から1年―私たちの課題―

1、大震災と復興について

弁護士 島田 度

■東日本大震災から1年と数か月が過ぎました。

しかし、津波により甚大な被害を受けた被災地では、いまだに復興が進んでおらず、多くの被災者が、将来の見通しが立たない生活を強いられています。

■札幌弁護士会は、このような被災地の現状を広く市民の方に知っていたため、6月22日、エルプラザで司法プレシンポ「大震災からの復興」奥尻町・北海道南西沖地震の経験を踏まえて」を開催しました。

シンポでは、東日本大震災に被災された方をパネリストにお招きして被災地の現状をご報告いただいた上で、北海道南西沖地震や阪神淡路大震災の経験を踏まえつつ、東日本大震災の被災地の復興をどのように進めて行ったらよいのかについて討論を行いました。また、北海道に避難して来られている被災者への支援の取り組みである「ようこそあったかい道」の活動の報告もいただきました。

印象的だったのは、パネリストの

方々が、被災地について「忘れないこと、かわり続けること」の重要性を強調されていたことです。震災から1年以上が経過し、北海道に住んでいる者としては、どうしても、大震災のことが意識から遠ざかりがちになります。でも、被災地は、今も大変な状況が続いており、私たちの力が必要とされているのです。

■また、北海道には、原発事故から逃れるため避難して来られた被災者の方々も多くおられます。これらの人々の生活を取り戻すためのたたかいても、まだ緒に就いたばかりです。

■東日本大震災による被害は、いまだ回復していません。

これから、皆さんの幅広い支援が不可欠です。



2、原発ADR

弁護士 野田 晃弘

福島原発事故で、多くの被災者が放射能被害で苦しめられています。生活の本拠地が放射能に汚染され、その影響を懸念して北海道を含めた全国各地に避難している方や不安を抱きつつも郷里での生活を選択している方もおり、さらに、事業者の多くの方も風評被害を受けるなど、その被害は深刻かつ甚大なものです。

このような被災者の方の苦しみは事後的な金銭賠償のみで全てを補填することは到底できませんが、東電は金銭賠償に対し消極的な態度を示しています。そのような状況を打開するためADR（原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続）がつけられました。ADRとは、被災者と東電の主張を整理した上で、原子力損害賠償紛争解決センターの仲介委員が両者に和解案を提示するなどして、和解成立を目指す制度です。実際に、ADRにより東電と和解をした被災者もおりますので、ADRは被災者救済に有用な制度だといえます。ただ、ADRにも問題はあります。仲介委員が示す和解案は、原子力損害賠償紛争審査会の定めた一般的指針（中間指針及び中間指針追補）等を参照しているところ、かかる一般的指針が被災者の損害を過小評価し、損害賠償額を低額としていることか

ら、和解案も被災者にとって納得しかねる内容となる場合があります。

このようなADRの問題点にどのように対処すればよいかわかりにくいのが被災者の多いと思いますが、被災者を支援するために全国各地で弁護士団が結成され、北海道にも「原発事故被災者支援北海道弁護士団」があります。そして、同弁護士団においては、既に個人の方、事業者の方のADR集団申立をしており、今後も被災者の方々のADR申立をする予定です。詳しくは同弁護士団のホームページに情報が載っておりますので、ご覧になってください。

東電には、被災者の方々の苦しみを改めて認識し、速やかに適切な損害賠償額を弁済し、少しでも被災者に対する償いをして欲しいと思います。

弁護士団のホームページ

(<http://hokaido-genpatsu-bengodan.jp/>)

3、原発再稼働問題

弁護士 菅原 仁人

東日本大震災から1年4か月が過ぎました。大震災では、地震の揺れによる被害に加え、地震後の津波により多大な被害がもたらされました。そして、津波による福島第一原発の原発事故に

より、その被害は一層拡大されました。原発事故による放射能汚染を心配して避難した方々は未だ郷里に帰れないでおります。

震災による炉心溶融により、東京電力福島第一原発から、大量の放射性物質が拡散しました。その結果、双葉町などの原発周辺の自治体は全村避難となり、福島県や宮城県をはじめとする多数の住民も北海道を含め、日本全国への避難を余儀なくされました。

これまで、原発は事故を起こすことなく安全であるという、いわゆる安全神話が信仰され、原発の危険性が直視されることはありませんでした。しかし、東日本大震災を契機に、安全神話が崩壊し、原発の危険性が明るみになったこともあり、今年5月5日には、日本で稼働している原発がすべて停止しました。

これまでの日本は、原発に対する安全神話が信じられており、枯渇する石油エネルギーを大量にする火力発電所や、自然破壊を伴う水力発電所よりも、原発の方がクリーンで割安に発電できると考えられてきました。しかし、原発の安全性に対する信頼が崩れ、原発は人間がコントロールできないほど危険であり、使用済み核燃料を処分する方法もなく、その費用も膨大なことが分かった以上、原発を停止させ、廃炉を目指す必要があります。しかしながら、政府は、原発を再稼働させなければ夏場の消費電力が不足するという安易な理由で大飯原発を再稼働させました。

本来であれば、原発の再稼働を検討する前提として、なぜ津波により福島第一原発は炉心溶融を起こしたのか、原発事故によりどのような放射能汚染がもたらされたのか、それにより人体にどのような影響があったのかという点を検証し、徹底的に原発事故の原因の究明及び被害の究明をしなければならず、このような検証が行われない限り、原発の再稼働はあり得ないはずですが、それにもかかわらず、十分な検証がされることなく大飯原発の再稼働が決まったことから、市民の間では原発の再稼働を押し進める政府に対して不信感が増大しています。6月29日には、首相官邸の前で大飯原発再稼働に反対するデモ行進が行われ、その参加者は約20万人に上り、その後も日本各地で原発再稼働に反対する集会やデモ行進が行われています。

野田政権は原発の危険性を直視することなく原発の再稼働を押し進めています。市民の声を政府に届け、一日も早く全ての原発を停止させ、放射能汚染を心配しない暮らせる安全な社会にしなければなりません。



首相官邸前でのデモ

滋

第32回全国クレジットサラ金・ヤミ金被害者交流集会は、「断ち切ろうー!」貧困の連鎖を 許すな! 金利引き上げ」をメインテーマに、来る10月27日、28日の2日間、札幌市教育文化会館及びかでる2・7を主会場にして、札幌で開催されます。改正貸金業法の完全施行から2年が経過し、貸出総量規制や上限金利の引下げ等の成果によってクレジット・サラ金の多重債務被害は着実に減少しています。しかし、ここに来て、民主党や自民党から、総量規制の撤廃や上限金利を年30%まで引き上げをしようとする貸金法改悪の動き

が出ており、危険な情勢です。クレサラ被害救済運動は、多重債務の根底にある貧困問題に取り組み始めています。が、今回の集会では20の分科会が用意され、貸金業法の改悪を絶対許さない活発な議論が期待されます。本集会用のホームページ（第32回全国クレジツト・サラ金・ヤミ金被害者交流集会in北海道）も開設していますのでぜひご覧下さい。

[illegible]

憲法フェスティバル

弁護士 野田 晃弘

憲法フェスティバル（青年法律家協会北海道支部主催）が、4月27日に開催。テーマは、「私たちが決める！ 原発のあるまち、ないまち／脱原発に向けて、

今、地方自治から」で、小樽商科大
学特任教授の結城洋一郎氏が憲法論か
ら原発問題を考察するという内容で講
演されました。原発が憲法13条（幸福
追求権）や憲法92条（地方自治）等と
の関係から多くの問題を抱えていると
の話を、改めて脱原発に向けて取り組
まなければならないとの思いを強くし
ました。

美瑛マラソン

弁護士 白 諾貝

まったくもって個人的な思いにつきであるが、今年の初めからランニングを始めた。そして、偶然ではあるが、テレビで流れていた美瑛ヘルシーマラソンのCMを見て、大会に出たいと思うた。さらに、非常に勝手な行動であるが、後輩を追連れにしようと思い、まとめてエントリーしてみた。そんなわけで、6月10日、小雨降る美瑛で、写真の4人が走った。一番心配された入所時の面影もない後輩も含め、出走者は全員無事完走した。事務所の若手の活きのよさはなかなかのものである。秋には、ママチャリレースに再度チャレンジしたいと抱負を述べていた、運動に前向きな先輩を誘って、札幌マラソンにチャレンジした。いいと思う。



ゴール直後



ゴール直後

過労死問題研究会に参加して

過労死問題研究会

弁護士 高橋 健太

6月16日、全国一斉過労死・過労自殺110番と北海道過労死問題研究会定期総会が開催された。

◆110番

今回は、全国で合計189件もの相談が寄せられた。
相談の内容は、パワハラを原因とする自殺未遂、過労死の予防相談など様々であったが、相談者が労働者本人ではなく、妻、両親など周囲の人間であるという相談が例年以上に多いように感じられ、中には、同僚からの相談もあった。

労働者本人が、多忙や精神の疲弊などを理由に救いの声すら上げられないこと、それゆえ、周囲の人間が声なきSOSを察知してあげることの重要性を改めて感じさせられた。

◆北海道過労死問題研究会定期総会

札幌学院大学法学部教授の家田愛子先生をお招きし、「台湾における過労死・過労自殺認定の現状」について講

演していただいた。先生は過労死は日本だけの問題だけではなく、台湾でも日本の認定基準を参考にしていることを話された。そうであればなおさら、日本は早急に「過労死防止基本法」を制定し、諸外国に対する範となるべきであると感じた。

また、総会では、「働く人びとのいのちと健康をまもる北海道センター」の佐藤誠一氏と当事務所の白弁護士が新たに世話人に選任され、今年も研究会が一丸となって過労死問題に取り組んでいくことが確認された。

過労死弁護士団

幹事会に参加して

弁護士 皆川 洋美

4月7日、過労死弁護士団拡大幹事会に参加して参りました。

新たな精神障害の労災認定基準についての検討、事例報告の他、睡眠時間と過労死の関係の科学的分析についての講義などが行われました。

日本でこんなにも多くの過労死・過労自殺事案があることに驚きつつ、家族や会社のために頑張ってきた人だからこそこのような結果になってしまう

ことに対して憤りを感じざるを得ず、自分も過労死・過労自殺事案に対して、積極的に取り組んでいきたいとの思いを改めて強くなりました。

また、「ストップ！過労死」実行委員会が取り組む、過労死防止基本法制定に向けた100万人署名についての報告も行われました。

これは、①過労死はあってはならないことを国が宣言すること、②過労死をなくすための、国・自治体・事業主の責務を明確にすること、③国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに、総合的な対策を行うことを明確にすることを内容とする法律です。

個別救済だけではなく新たな災禍の防止も重要であり、現行法だけでは完全に過労死を防ぐことができていない以上、過労死防止基本法の制定は非常に重要です。

今後とも署名活動はじめ、過労死防止へのご協力をお願い致します。



精神障害の労災認定 基準変更について

弁護士 白 諾貝

平成10年に自殺者数が3万人を超えたことを受け、当時の労働省は、その翌年に「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」を制定した。その後、不況と停滞に襲われた世相を反映してか、精神障害に関する事案の労災申請件数は増加の一途をたどり、平成23年度は1272件と過去最高となった。申請に対する認定件数も325件と過去最高となったが、申請件数に対する認定割合は3割を下回っており、また、結論が出るまでの期間も平均8・7か月を要しているのが現状である。

このような状況を受け、厚生労働省は、精神障害の労災認定を迅速化・効率化させるため、「心理的負荷による

精神障害の認定基準」を昨年の暮れに制定した。従来の2段階評価を1段階評価にし、心理的負荷評価表に強度の考え方の解説や「強」である例などが記載されるなどの変化が見られた。これにより、目的とされている迅速化・効率化については少なからず期待できよう。

しかし、認定基準の実質面においては大きな変更点はない。①出来事ごとの心理的負荷を個別に評価し、日常生活において生じる混乱・落ち込み・煩わしさや慢性ストレスを評価しない、②長時間労働の評価のハードルが高い、③発病前6か月間の心理的負荷を評価し、発病後は評価の対

象としないなどの従来の指針で問題と指摘されている点については、依然として克服されていないように思われる。

今後は、新認定基準を活用しつつも、不当に認定されない事例に対しては、裁判所における取消訴訟でこれを正し、成功事例をこつこつと積み上げることによって、将来の改正を目指す必要があるであろう。裁判の過程は、長い時間を要し、不安とも戦わなければならないが、北海道には被災労働者の遺族が「家族の会」を立ち上げる動きがあり、これから労災認定を求める者にとって精神的な支えとなってくれることを期待したい。

精神障害の労災認定

平成23年12月に認定基準を新たに定め直した





シリーズ 労働者はいま

いよいよ判決を迎えるNTT派遣化強要裁判

弁護士 齋藤 耕

2009年秋、株式会社NTT東日本―北海道（以下、「会社」という。）が、契約社員らを関連子会社の登録型派遣労働者として、会社へ派遣させるため、「労働条件の不利な変更」であるにも関わらず、「同意しなければ雇い止めにする」旨を告げ、転籍に同意させた。

員は、雇い止めされることなく、契約社員として働いている。転籍に「同意」し、派遣労働者となった社員3名が、「私たちは騙された。」として、会社を相手に地位確認を求めた裁判が、9月5日、判決日を迎える。

会社側証人は、「同意しなければ雇い止めにするなどと説明していない。社員は皆、納得して、派遣社員になった。」と平然と虚偽の証言を述べた。

不況になれば、真つ先にクビを切られる派遣労働者に誰が納得し得ようというのか！



提訴後、裁判所前で

バス事業の規制緩和と労働者について

弁護士 大友 淳子

今年の4月、関越自動車道で走行中の、いわゆる高速ツアーバスが防音壁に衝突し、乗客7人が死亡するという痛ましい事故が起きました。

事故の原因は運転手の居眠り運転で、運転手は、全行程を夜通し1人で運転していたということです。

このシリーズで紹介したタク

シー業界と同様、貸切バス業界でも規制緩和が進められてきました。その中で、今回の事故のように、旅行会社が利用客を募集し、貸切バスをチャーターして都市間を運ぶ「高速ツアーバス」といわれる形態が急速に拡大しました。

規制緩和による大量の新規参入で過当競争状態にある貸切バス事業者においては、コスト削減や無理な運行計画が横行し、日雇い・アルバイト運転手の雇用なども増加していました。運転手に長時間で過酷な勤務と低賃金を押し付け

今回の事故の背景には、規制緩和による貸切バス事業の過当競争の激化と、運転者の労働条件の悪化があることは間違いありません。

公共交通機関において安全を担うのは、直接、運転に携わっている労働者です。この労働者の労働条件を改善しない限り、真の安全は確保できません。

痛ましい事故を繰り返さないためにも、交通運輸事業の規制緩和と政策について、改善していかなければなりません。

大企業の横暴を許さない裁判に一層のご支援をお願いしたい。



今年も5月3日、憲法集会が開催されました（参加者は約400名）。

藤原真由美弁護士（日弁連憲法委員会事務局長）が、「危機に立つ憲法と民主主義」と題して改憲勢力の動静や、直前に発表された自民党改憲草案の問題点をユーモアを交えて話されました。

改憲勢力が、震災を口実に改憲を企てていることなど、憲法をめぐる情勢がわかりやすく語られ、参加者からは、改憲派の動きがよく分かったなどの感想が寄せられました。

2012年 憲法を 語ろう！ 道民集会

弁護士
齋藤 耕

速報

初回無料相談を始めます！ 9月1日より



9月1日より、初回相談に限り、相談料は無料となります。

2回目以降の相談については、1時間5250円（税込）です。

一定の資力要件を満たす方は、法テラスの無料の法律相談が可能ですので、お気軽にご相談ください。

好評！
即日・休日
相談対応

1 即日相談…その日のうちに相談を希望される方に対し、平日午後3時から午後7時までの間で、ご相談に応じます。まずはお電話を下さい。

2 休日相談…土曜日、日曜日、祝日の相談希望者にも対応します（一部、対応できない日もあります）。事前予約のお電話をお願いします。

相談受付電話番号

011-261-7738

（平日午前9時15分から午後5時30分まで）

FAX（011-261-7718）は24時間受付

事務局ひと言

事務局が移転して早1年。地下鉄駅に近く、ビルの入口にはスロープもあり、事務所にお越しいただきやすくなったと思います。

7階の事務室からは大通公園の花々や雪像が眺められ私たち事務員の心をホッと和ませてくれます。

事務員一同、暑い夏を元気に過ごしています。



編集後記

2012年夏号をお届けします。変わりやすい天気が続いていますが、体調など崩されていませんか？さらなる法的サービスの充実のため、事務所一同がんばります。
（皆川洋美）